

指定出資法人への人的関与の報告について

今回の報告対象(1法人1ポスト)

■ 『公益財団法人 大阪府保健医療財団』

人的関与ポスト：理事長（非常勤）令和5年7月以降、
法人への人的関与を行わない(理由)

本ポストは、今年度実施された指定出資法人評価等審議会（R4.8）※において、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、府の人的関与の必要性が認められたところ。

この度、令和5年度からの循環器部門の業務移転により、求められる府施策との連携・一体性が低下し、また中期経営計画の改定（案）において、令和7年度までに法人の自立化に向けた収支均衡の目途がたったことから、人的関与ポストとして、府関係者を就任させる必要性は薄まると見込まれるため、報告を行う。

※「人的関与の再点検に関する意見書（『公益財団法人 大阪府保健医療財団』）」（R4.8）

当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。